

## 試 験 問 題

会社名: \_\_\_\_\_

役 職: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- |   |   |
|---|---|
| 1. 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいう。  | ○ |
| 2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業のことである。  | ○ |
| 3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。 | ○ |
| 4. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。                              | × |
| 5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出していない運賃を收受することもできる。                           | × |
| 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。                                       | ○ |
| 7. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。   | ○ |
| 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。                                    | ○ |

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	○
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」を表示しなければならない。	○

20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。	○
23. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなくてはならない。	○
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
28. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。ただし、貸切バス事業にあつては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。	×
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。	×
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

<p>31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。</p>	○
<p>32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員のサービスについての規律を定めなければならない。</p>	○
<p>33. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者として選任できるのは、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けた者に限られている。</p>	×
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。</p>	×
<p>35. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。</p>	○
<p>36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。</p>	○
<p>37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。</p>	○
<p>38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。</p>	×
<p>39. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。</p>	○
<p>40. 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p>	○